

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生

千葉県公安委員会規則第 9 号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年千葉県公安委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 1 項第 1 号中「高速自動車国道の本線車道にあつては 1 0 0 キロメートル毎時、その他の道路にあつては 6 0 キロメートル毎時」を「令第 1 1 条及び第 2 7 条第 1 項に定める最高速度」に、「（令第 2 7 条の 2 に規定するものにおける規制を除く。）及び」を「並びに」に改め、同項第 2 号中「規制」の次に「（令第 1 1 条及び第 2 7 条第 1 項に定める最高速度を超える法第 2 2 条第 1 項の道路標識等による最高速度の規制を除く。）」を加え、「（高速自動車国道の本線車道にあつては 1 0 0 キロメートル毎時、その他の道路にあつては 6 0 キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。）」を削る。

別表第 3 県道八街三里塚線の項中「富里市御料字葉山 7 5 0 番 4」を「成田市西三里塚 1 番 1， 0 5 2」に改め、同表県道成田小見川鹿島港線の項の次に次のように加える。

県道八日市場八街線	山武郡横芝光町篠本字田中崎 1， 0 7 0 番 2 地先から字山ノ崎 1， 4 1 6 番地先まで
-----------	--

別表第 3 県道富里酒々井線の項の次に次のように加える。

県道横芝下総線	成田市多良貝 2 4 5 番 4 1 0 地先から吉岡字西ノ向 1， 2 1 7 番 1 地先まで
---------	---

別表第 3 横芝光町道 I — 1 号線の次に次のように加える。

横芝光町道 I — 1 9 号線	山武郡横芝光町篠本字山ノ崎 1， 4 1 3 番 1 地先から母子字中母子 3 4 8 番 1 地先まで
------------------	--

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。